別表

（３）　医療従事者の確保に関する事業

１ 基金事業	２ 基準額	３ 対象経費	４ 補助事業者	５ 補助率
産科医等支援事業費	(1)産科医等確保支援事業 １分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	以下の要件を全て満たし、又はこれに準ずるものとして知事が適当と認めたもの。 (1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。 (2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下 同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。	1/3

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
	(2)新生児医療担当医確保支援事業 新生児１人当たり 10,000円 （ＮＩＣＵ入院初日のみ）	ＮＩＣＵにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的としてＮＩＣＵに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）	以下の要件を満たし、又はこれに準ずるものとして知事が適当と認めたもの。 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、ＮＩＣＵにおいて新生児医療に従事する医師に対して、ＮＩＣＵに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記している医療機関であること。	1/3
	(3)産科医等育成支援事業 研修医１人１月当たり 50,000円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	以下の要件を全て満たし、又はこれに準ずるものとして知事が適当と認めたもの。 (1)　医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者を受け入れている医療機関（公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。 (2)　就業規則又は雇用契約書において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。	1/3
	(4)帝王切開術医師支援事業 帝王切開術に従事する医師１人当たり　10,000円 （１件当たり２人を限度）	200床未満の病院又は診療所で行われる帝王切開術に対して、医師の処遇改善、医師確保等のために必要な次に掲げる経費 (1)　給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） (2)　報償費（医師雇上謝金）	以下の要件を全て満たし、又はこれに準ずるものとして知事が適当と認めたもの。 (1)　許可病床数200床未満の分娩取扱医療機関において行われる帝王切開術であること。 (2)　常勤・非常勤問わず帝王切開術に従事する医師の処遇改善、医師確保等に努める分娩取扱医療機関であること。	1/3